

仮払い制度に関する意見

平成29年4月25日

三井住友銀行
浅田 隆

望ましい仮払い制度(裁判所外でのもの)についての提案

実務

- (一部の相続人からの)相続預金に関する払戻し要請のある事案のうち、裁判所での手続ではスケジュール的に難しいと思われるものは、葬儀費用の支払い分。
- 多くの銀行実務では、かかる事案においては、葬儀費用の債権者宛の振込により便宜払いを実施。

仮払い制度案

- (1) 相続人の一人(以下「請求相続人」という。)は、次に掲げる債務を弁済する必要がある場合には、相続財産に属する預貯金債権のうち、当該債務額に相当する債権額(ただし、①号に該当する債務については、法務省令で定めるところにより、上限額として法務大臣が告示する金額を限度とする。)については、単独でその権利を行使することができるものとする。(この場合において、請求相続人は、当該権利行使をした預貯金債権を含めて遺産分割の対象とすることに同意したものとみなす。)
 - ① 被相続人の葬儀費用
 - ② 相続財産に属する債務(弁済期が到来しているものに限る。以下同じ。)
- (2) 請求相続人が前項の権利行使をする場合には、請求相続人は、預貯金債権の債務者に対して、次に掲げる債務の債権者の預貯金口座の口座番号を通知するとともに、各号の区分に応じ、当該各号に定める書面を交付しなければならないものとする。
 - ① 被相続人の葬儀費用 当該債務の存在及び額を証する書面
 - ② 相続財産に属する債務 当該債務の原因、額及び弁済期を証する書面
- (3) 前2項の規定による権利行使を受けた預貯金債権の債務者は、前項各号に掲げる債務の債権者の預貯金口座に対する払込みによってする弁済を行うものとする。
- (4) 前3項に従いなされた弁済は、有効なものとみなすものとする。ただし、前項の債務者が、第1項各号に掲げる債務が存在しないことを知っていた場合には、この限りでないものとする。